

22 経営第 2424 号
平成 22 年 8 月 3 日

都道府県知事 殿

農林水産省経営局長

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえた女性の登用促進のための普及
・啓発について

新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）においては、農業人口の過半を占め、農業や地域の活性化で重要な役割を果たしている農村女性について、地域社会への一層の参画を図るため、「政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及・啓発等を実施する」とされたところである。

これに関し、農林水産省が、各農業協同組合及び農業委員会において、

- ① 役員又は委員（以下「役員等」という。）に女性が一人も登用されていない組織を次回の役員等の改選時において解消すること
- ② 平成 27 年 3 月までに、各組織において 2 名以上の女性役員等の登用を確実に達成すること

を具体的な目標として取組を推進することについて、別紙のとおり、協力要請したところである。

については、貴都道府県においても、貴管下の農業協同組合及び農業委員会が具体的な目標を定めた取組を進めることにつき、御指導されたい。

特に、

- ① 農協系統組織に対しては、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除

く。)に当たっての留意事項について」(事務ガイドライン)(平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知)に規定された女性役員枠設置に係る特例措置の有効活用

- ② 農業委員会に対しては、「第20回農業委員統一選挙結果を踏まえた女性の社会参画の一層の促進について」(平成21年7月13日付け21経営第1235号農林水産省経営局長通知)でとりまとめた地域ごとの登用の実態を踏まえ、特に女性が一人も登用されていない組織に対しては重点的な働きかけを促す等、目標の実現に向けた積極的な取組が行われるよう、指導の徹底をお願いします。

なお、農林水産省では、毎年度、都道府県の女性登用の目標設定状況及びその達成状況について、地方農政局等を通じたフォローアップ調査を行うこととしており、その際には御協力をいただきたい。